

第13回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月30日(火)午後2時00分から午後2時45分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	21番	中村 政昭

4 欠席委員(1名) 20番 黒田 龍司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 北海道農業会議第97回総会について
- 第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について

- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について
- 第4号 農用地の買入協議に係る要請について
- 第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第13回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番佐藤雅典委員、4番多田委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、20番黒田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「北海道農業会議第97回総会について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、北海道農業会議第97回総会について報告いたします。</p> <p>去る6月26日に北海道農業会議第97回総会が、札幌市内にて開催され、中村会長と松本代理と私とで出席いたしました。資料は、別紙として総会のレジメのみ添付いたしましたが、その内容をご報告いたします。</p> <p>議案は、「一般社団法人北海道農業会議の役員を選任について」及び「令和5年度一般社団法人北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」の2件でありました。</p> <p>このうち、任期満了に伴う役員を選任についてであります。十勝の理事に帯広市農業委員会の吉田会長が選任されました。</p> <p>次に、事業報告であります。「農業委員会業務相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務」や「農地に関する情報の収集、整理及び提供業務」など10項目について、また、収支決算の内容について報告され、審議、可決されたところであり、以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。</p>

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号について、説明をいたします。

事務局

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。

提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番について、説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。

案件は、議案書2ページの令和6年5月30日第11回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、令和6年6月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>事務局から報告第4号1番から3番について、説明をいたします。</p> <p>報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。</p> <p>案件は、議案書3ページの、今月19日に町公社が利用調整を行った3件です。1番及び3番は、保有合理化事業となっております。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番から3番について、説明をいたします。</p> <p>報告第5号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。</p> <p>案件は、議案書4ページの3件でございます。今月19日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第5号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から3番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、売買のため合意解約するものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。お諮りいたします。
議案第1号1番から3番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番から3番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長 次に、議案第2号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設により、農用地区域からの除外を求めるものとなっています。除外の要件につきましては、すべて要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域への編入について」を議題といたします。

議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業振興地域の整備に関する法律による農用区域への編入について、幕別町農業振興地域整備計画の変更について、幕別町より諮問があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農用地の買入協議に係る要請について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をすることについて審議を求めます。

【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、報告第4号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件のうちの2件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に基づき、要請をするものであります。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	<p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番から2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。</p> <p>【議案第5号1番から2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、今年19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同じく6月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号6番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号6番から7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ下段から4ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同じく6月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社でありますので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号6番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号6番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、令和6年6月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、借主の経営する農業法人の農地所有適格法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくようお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号4番までについて、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、本月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくようお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第6号5番につきましては、遠藤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(18番 遠藤委員退席)

議長 議案第6号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は遠藤委員となりますが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、今月19日に多田委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願います。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号5番は原案のとおり決定いたしました。

(18番 遠藤委員着席)

議長 次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の

規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されておりますとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号「現況証明について」を議題といたします。
議案第8号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第8号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第8号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農

地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7 番 7 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に澤邊委員、酒井委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第8号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第8号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第8号5番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明します。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月19日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第8号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第8号5番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これもちまして、第13回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。